

広島県漁業調整規則第11条の 規定に基づく制限措置 及び申請期間等

【令和8年4月分】

- ・ 機船船びき網漁業
- ・ 刺し網漁業
- ・ 流し刺し網漁業
- ・ たこ壺漁業
- ・ かご漁業
- ・ まきえ釣漁業

定義

海域1、2、3については、次のとおり定義する。

海域1

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの各点を順次結んだ8直線及びクからケを見通す線の延長線以西の広島県海面

ア 最大高潮時海岸線における呉市仁方町と同市川尻町との境界

イ アから呉市下蒲刈町白崎鼻北東端を見通す線と同市仁方町重岩灯標から同市川尻町犬戻ヶ鼻突端を見通す線との交点

ウ 呉市下蒲刈町白崎鼻北端から同市蒲刈町立岩を見通す線と同市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線との交点

エ 呉市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線と同町犬戻ヶ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線との交点

オ 呉市川尻町犬戻ヶ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線と同市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線との交点

カ 呉市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線と同町尾久比島重子岩の高から同市蒲刈町上蒲刈島と同市豊浜町豊島との間の瀬戸中間点を見通す線の延長線との交点

キ 呉市豊浜町尾久比島重子岩の高からカを見通す線と同市蒲刈町上蒲刈島黒鼻から同市豊浜町豊島南端を見通す線との交点

ク 呉市蒲刈町上蒲刈島黒鼻からケを見通す線上 800メートルの所

ケ 呉市豊浜町齋島西端から愛媛県小安居島北西端を見通す線上 600メートルの所

海域2

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの各点を順次結んだ8直線及びクからケを見通す線の延長線以東、コサを結んだ直線、サシを三原市佐木島と同市小佐木島の北廻り距岸250メートルで結んだ線、シスを結んだ直線及びセソを結んだ直線以西の広島県海面

ア 最大高潮時海岸線における呉市仁方町と同市川尻町との境界

イ アから呉市下蒲刈町白崎鼻北東端を見通す線と同市仁方町重岩灯標から同市川尻町犬戻ヶ鼻突端を見通す線との交点

ウ 呉市下蒲刈町白崎鼻北端から同市蒲刈町立岩を見通す線と同市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線との交点

エ 呉市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線と同町犬戻ヶ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線との交点

オ 呉市川尻町犬戻ヶ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線と同市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線との交点

カ 呉市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線と同町尾久比島重子岩の高から同市蒲刈町上蒲刈島と同市豊浜町豊島との間の瀬戸中間点を見通す線の延長線との交点

キ 呉市豊浜町尾久比島重子岩の高からカを見通す線と同市蒲刈町上蒲刈島黒鼻から同市豊浜町豊島南端を見通す線との交点

ク 呉市蒲刈町上蒲刈島黒鼻からケを見通す線上 800メートルの所

ケ 呉市豊浜町齋島西端から愛媛県小安居島北西端を見通す線上 600メートルの所

- コ 最大高潮時海岸線における三原市幸崎町と同市須波町との境界
- サ 三原市佐木島和霊石の鼻から尾道市瀬戸田町高根島北端を見通す線と三原市佐木島の距岸 250 メートルの線との交点
- シ 三原市佐木島須ノ上港南側防波堤付根からスを見通す線と佐木島の距岸 250 メートルの線との交点
- ス 尾道市瀬戸田町賀盛鼻北東端
- セ 最大高潮時海岸線における尾道市瀬戸田町と同市因島原町との境界
- ソ 愛媛県岩城島新城鼻

海域3

次のアイを結んだ直線以東、イウを結んだ直線、ウエを尾道市瀬戸田町高根島の北廻り距岸 500 メートルで結んだ線及びエ、オ、カ、キ、ク、ケ、コを順次結んだ 6 直線以北並びにコサを結んだ直線及びシスを結んだ直線以東の広島県海面

- ア 最大高潮時海岸線における竹原市と三原市との境界
- イ 愛媛県大三島鳥取鼻
- ウ 尾道市瀬戸田町高根島北端から三原市幸崎町呉線久和喜踏切中央を見通す線上 500 メートルの所
- エ 尾道市瀬戸田町高根島北端から三原市佐木島和霊石の鼻を見通す線と尾道市瀬戸田町高根島の距岸 500 メートルの線との交点
- オ 三原市佐木島南西端（和霊石の鼻の南の鼻突端）から尾道市瀬戸田町高根島竜王山の高（211 メートル）を見通す線上 350 メートルの所
- カ 三原市佐木島南西端（和霊石の鼻の南の鼻突端）から尾道市瀬戸田町内海造船所北東角を見通す線上その中央点
- キ 三原市佐木島南端から尾道市瀬戸田町 9 番浜塩田北西角（沖田川河口右岸角）を見通す線上その中央点
- ク 三原市下鷺島南端
- ケ 三原市下鷺島北端
- コ ケから尾道市因島重井町竜王山の高（243 メートル）を見通す線と三原市佐木島須ノ上港南側防波堤付根からサを見通す線との交点
- サ 尾道市瀬戸田町賀盛鼻北東端
- シ 最大高潮時海岸線における尾道市瀬戸田町と同市因島原町との境界
- ス 愛媛県岩城島新城鼻

第1 機船船びき網

1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	当該漁業を営む者の資格
浮きこぎ網使用の二そうさより船びき網漁業	海域1	10月10日から翌年4月30日まで	48キロワット(15馬力)以下	5トン未満	1	安芸地区に住所又は漁業の根拠地を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年4月6日から令和8年4月16日まで

3 条件

第1種及び第2種共同漁業権区域内で操業する場合は、共第15号及び第18号並びに自己の所属する漁業協同組合の共同漁業権を除き、当該漁業権者の同意を書面によって得、操業中これを船内に備えなければならない。

第2 刺し網

1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

(1) 安芸地区の三枚建刺し網(かき筏漁場)

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	当該漁業を営む者の資格
三枚建刺し網	操業区域16 (別記1のとおり)	1月1日から12月31日まで	定めない	定めない	1	操業区域に係る漁業権者及び行使者が同意した者
	操業区域19 (同上)				1	

(2) 一枚建刺し網、一枚建狩刺し網

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	当該漁業を営む者の資格
一枚建刺し網	海域1	1月1日から12月31日まで	定めない	定めない	12	安芸地区に住所又は漁業の根拠地を有する者
	海域3	4月1日から11月30日まで			4	備後地区に住所又は漁業の根拠地を有する者

一枚建狩 刺し網	海域1	7月1日 から翌年 3月31日 まで	定めない	定めない	7	安芸地区に住 所又は漁業の 根拠地を有す る者
-------------	-----	-----------------------------	------	------	---	----------------------------------

(3) いそ建・も建網

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	船舶の 総トン数	許認可すべき 船舶等の数	当該漁業を営 む者の資格
いそ建・ も建網	操業区域5 (別記2の とおり)	1月1日 から12月 31日まで	定めない	定めない	3	吉浦漁業協同 組合の組合員 である者
	操業区域7 (同上)				1	音戸漁業協同 組合の組合員 である者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年4月6日から令和8年4月16日まで

3 条件

(1) 安芸地区の三枚建刺し網

ア 網丈は、2.1メートル以内でなければならない。

イ 中網の網目は、4節以上、7節以下(5.0～10.1センチメートル)でなければならない。

ウ 敷設する網数は1統とし、1統の網の長さは150メートル以内でなければならない。

(2) 一枚建刺し網

ア 網丈は3メートル以内でなければならない。

イ 「たたき」等狩る行為をしてはならない。

安芸地区

ウ 第2種共同漁業権区域内で操業する場合は、自己の所属する漁業協同組合の共同漁業権を除き、当該漁業権者の同意を書面によって得、操業中これを船内に備えなければならない。

備後地区

ウ 網の両端に標識を掲げなければならない。

エ 漁具の敷設中は周辺海域に待機し、見張りを実施すること。

オ 網の長さは、1隻につき2,000メートル以内とする。ただし、がざみ類の採捕を目的として操業する場合は、網の長さは1,200メートルを超えてはならない。

カ 次の表のア欄に掲げる網目の大きさの漁具については、イ欄に掲げる操業時間以外は操業してはならない。ただし、松永湾(瀬戸内海漁業取締規則第2条第1項の規定に基づく農林水産大臣の指定する海域及びひき網漁業の種類)の表の11の海域を除く。

ア 網目の大きさ	イ 操業時間
9節(3.8センチメートル)より荒く、4寸(12.1センチメートル)より細かいもの	午後3時から午前0時まで(15時から24時まで)
4寸(12.1センチメートル)以上のもの	午前4時から午後0時まで(4時から12時まで)

(3) 一枚建狩刺し網

ア 網目の大きさは、10節以上、12節以下(2.7～3.4センチメートル)でなければならない。

安芸地区

イ 第2種共同漁業権区域内で操業する場合は、自己の所属する漁業協同組合の共同漁業権を除き、当該漁業権者の同意を書面によって得、操業中これを船内に備えなければならない。

(4) いそ建・も建網

ア 船舶の航行をみだりに妨げてはならない。

イ 網丈は、2.1メートル以内でなければならない。

別記1 (安芸地区の三枚建刺し網(かき筏漁場))

操業区域16	区第226号の区域
操業区域19	区第250号、区第251号、区第252号、区第253号の区域

別記2 (いそ建網・も建網の操業区域)

操業区域5

次のアイを結んだ直線、イウを呉市の距岸500メートルで結んだ線、ウエを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。ただし、共第194号の区域及び公共物の占有水面を除く。

ア 呉市三つ石鼻(西端)

イ アから江田島市江田島町高須の鼻を見通す線と呉市の距岸500メートルの線との交点

ウ 呉市宝町海上保安部等合同庁舎南東防波堤の南側付け根からの半径500メートルの円周線とエから同市昭和町日新製鋼呉製鉄所埋立地護岸北角を見通す線との西側の交点

エ 呉市中央棧橋敷地西端

操業区域7

次のアイを結んだ直線、イウを距岸150メートルで結んだ線、ウエを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア 呉市音戸町北隠渡2丁目大東丸木材敷地東側防波堤南側付け根

イ アから呉市音戸町高須3丁目双見の鼻北端を見通す線とアの距岸150メートルの線との交点

ウ エから呉市警固屋8丁目鼻崎の石灯籠を見通す線とエの距岸150メートルの線と

の交点

エ 呉市音戸町高須3丁目双見の鼻北西端

第3 流し刺し網漁業

1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

漁業種類の名称	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	当該漁業を営む者の資格
まながつお流し刺し網漁業	海域3	6月10日から10月31日まで	定めない	定めない	1	備後地区に住所又は漁業の根拠地を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年4月6日から令和8年4月16日まで

3 条件

ア 網の長さは、600メートル以内でなければならない。

イ 網丈は、25メートル以内でなければならない。

ウ 網目は、15.15センチメートル（5寸）より荒いものでなければならない。

エ 網（浮子方）は、水面下5メートル以深に敷設しなければならない。

オ 日の出から日没までの間は操業してはならない。

第4 たこ壺

1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶の数	当該漁業を営む者の資格
たこ壺	海域1	1月1日から12月31日まで	定めない	定めない	5	安芸地区に住所又は漁業の根拠地を有する者
	海域2				2	中部地区に住所又は漁業の根拠地を有する者
	海域3				4	備後地区に住所又は漁業の根拠地を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年4月6日から令和8年4月16日まで

3 条件

(備後地区)

距岸1,000メートルを超えて操業してはならない。

第5 かが

1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

(1) いか玉

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	当該漁業を営む者の資格
いか玉	操業区域 13 (別記のとおり)	4月1日から6月30日まで	定めない	定めない	2	田島漁業協同組合、千年漁業協同組合又は横島漁業協同組合の組合員である者

(2) あなご筒

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	当該漁業を営む者の資格
あなご筒	海域1	5月1日から12月31日まで	定めない	定めない	4	安芸地区に住所又は漁業の根拠地を有する者
	海域2				1	中部地区に住所又は漁業の根拠地を有する者
	海域3				5	備後地区に住所又は漁業の根拠地を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年4月6日から令和8年4月16日まで

3 条件

(1) いか玉

漁具内部に魚等の餌を入れてはならない。

(2) あなご筒

ア この漁業に使用することのできる漁具の規模等は次のとおりとする。

(ア) 漁具の形状は筒型とし、その大きさは外径15センチメートル以内、奥行75センチメートル以内でなければならない。

(イ) 漁具の材質に、網地を使用してはならない。

(ウ) 漏斗部よりも内側(中央部側)に直径13ミリメートル以上の水抜き穴を合計8個以上設けたものでなければならない。

(エ) 1隻につき60個以内でなければならない。

イ 他種漁業が漁具を敷設しているときは、その操業や行使を妨げてはならない。

ウ あなご以外を漁獲目的としてはならない。

中部地区及び備後地区

エ 午前3時から午後4時までの間は、操業してはならない。
安芸地区

エ 午前6時から午後4時までの間は、操業してはならない。

別記（いか玉操業区域）

操業区域 13

次のア、イ、ウを順次結んだ2直線、エ、オを結んだ直線、カ、キを結んだ直線、キ、クを福山市内海町横島と尾道市百島の中央で結んだ線、ク、ケ、アを順次結んだ2直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域並びにコ、サ、シ、ス、コを順次結んだ4直線によって囲まれた海域並びにセ、ソを結んだ直線、ソ、タを距岸200メートルで結んだ線、タ、チを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

ア 尾道市因島白滝鼻から福山市鴻石灯台を見通す線とケから愛媛県百貫島山頂を見通す線との交点

イ 尾道市因島白滝鼻から福山市鴻石灯台を見通す線とウから香川県円上島山頂を見通す線との交点

ウ 福山市鞆町鞆港防波堤西側突端

エ 福山市沼隈町アプト観音

オ 福山市内海町田島箱崎の鼻

カ 福山市内海町田島西端

キ カから尾道市百島北東端を見通す直線上その中央点

ク ケから尾道市百島南西端を見通す線上同市百島と福山市内海町横島の中央点

ケ 福山市内海町当木島北端

コ 福山市内海町田島南端から愛媛県江の島山頂を見通す線上2,000メートルの点

サ 福山市内海町田島南端から愛媛県江の島山頂を見通す線上3,000メートルの点

シ エから愛媛県江の島山頂を見通す線上6,000メートルの点

ス エから愛媛県江の島山頂を見通す線上4,000メートルの点

セ 福山市沼隈町千年干拓地護岸南西角

ソ セから福山市内海町田島黒越の鼻を見通す線上200メートルの点

タ チから福山市内海町田島馬場崎を見通す線上200メートルの点

チ 福山市沼隈町大字能登原明神鼻

第6 まきえ釣

1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	当該漁業を営む者の資格
まきえ釣	広島県海面一円	1月1日から12月31日まで	定めない	定めない	54	広島県内に住所又は漁業の根拠地を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年4月6日から令和8年4月16日まで

3 条件

定めない